

概 要

1. 改正の趣旨

社会福祉士養成課程については、「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日社会保障審議会福祉人材確保専門委員会報告書。以下、「報告書」という。において、「地域共生社会の実現に向けて求められる、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うために必要な実践能力を明らかにし、その能力を身につけることができるよう、社会福祉士の養成カリキュラム等の見直しを検討すべきである。」とされた。

これを踏まえ、社会状況等の移り変わりや制度改正等を踏まえた内容に充実するとともに、必要な実践能力を習得できる内容となるよう、社会福祉士養成課程の教育内容の見直しを行った。

併せて、地方分権改革における令和元年の地方からの提言等の対応方針に基づき、必要な措置を講じた。

2. 主な改正内容

1. 社会福祉士養成課程の教育内容の見直しについて

「報告書」及び平成19年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう、具体的に主に以下の点について、教育内容の見直しを行った。

① 養成カリキュラムの内容、実習及び演習の充実

○ 地域共生社会に関する科目の創設

地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士が担うべき役割を理解し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組み等の知識を習得するための科目として「地域福祉と包括的支援体制」を創設した。

○ ソーシャルワーク機能を学ぶ科目の再構築

ソーシャルワーク機能の実践能力を有する社会福祉士を養成するため、「講義－演習－実習」の学習循環を作るとともに、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容（共通科目）と、社会福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築し、また、実習演習科目のうち、共通科目となる「ソーシャルワーク演習」については、精神保健福祉士養成課程との合同授業を可能とした。

○ 司法領域に関する教育内容の見直し及び時間数の拡充

司法と福祉の更なる連携を促進し、司法領域において社会福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、現行の「更生保護」を基礎として教育内容の見直しを行うとともに、時間数を拡充し、社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「刑事司法と福祉」を創設した。

○ 社会福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化

社会福祉士として求められる知識等を適切に学ぶ観点から、複数の科目のうち1科目を履修することとしている現行の仕組み（※）を見直し、全ての科目の履修を必修化する。

○ 実習時間の免除の実施

福祉の専門職である介護福祉士、精神保健福祉士の資格を有する者（履修中の者を含む）が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限に実習を免除する。

② 共通科目の拡充

○ 精神保健福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。

2. 地方分権改革に係る対応について

地方からの提言「看護師等が、介護福祉士実務者研修を受講する際に、一部科目（医療的ケア）の受講を免除すること」について、関係団体等と協議を行い、看護師、准看護師の資格を有する者について、医療的ケアの科目の履修を免除することを可能とする。

また、地方からの提言「指定科目の読替え範囲を拡大するなど、指定科目の履修について弾力的に対応できるよう、生活保護業務に従事するケースワーカーの任用資格の要件を緩和すること。」について、社会福祉主事任用資格に係る指定科目の読替えを、提言通り柔軟に読み替えることが出来るように運用を改める。

3. 施行日

1. 社会福祉士養成課程の教育内容の見直しについて

見直し後の教育内容による社会福祉士国家試験を令和6年度から実施する予定であることを踏まえ、受験要件に必要となる実務経験期間を考慮しつつ、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号に規定する養成施設にあつては令和6年度から適用、同条第3号に規定する養成施設にあつては、修業年限に応じて各年度（修業年限が1年以下の養成施設等の場合は令和6年度、修業年限が1年を超え2年以下の養成施設等の場合は令和5年度、修業年限が2年を超え3年以下の養成施設等の場合は令和4年度、修業年限が4年の養成施設等の場合は令和3年度）の4月1日から適用する。

2. 地方分権改革の係る対応について

令和2年4月1日から適用する。

4. 改正通知

- ①：「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ②：「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日付け19文科高第918号・社援発第0328002号文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知）
- ③：「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」（平成20年3月28日付け19文科初第1403号・社援発第0328004号文部科学省初等中等教育局長通知・厚生労働省社会・援護局長通知）
- ④：「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」（平成20年3月28日付け19文科高第918号・社援発第0328005号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ⑤：「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」（平成20年11月11日付け社援発111101号厚生労働省社会・援護局長通知）

⑥：「社会福祉士実習演習担当教員講習会及び介護教員講習会の実施について」
（平成 20 年 11 月 11 日付け社援発 111102 号厚生労働省社会・援護局長通知）

⑦：「社会福祉士実習指導者講習会及び介護福祉士実習指導者講習会の実施について」（平成 20 年 11 月 11 日付け社援発 111103 号厚生労働省社会・援護局長通知）

⑧：「社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」（平成 12 年 9 月 13 日付け社援発 2073 号厚生労働省社会・援護局長通知）

⑨：「社会福祉主事養成機関が社会福祉士養成施設等との併修を行う場合における教育科目の読替の範囲等について」（平成 20 年 7 月 31 日付け社援発 07310003 号厚生労働省社会・援護局長通知）